

令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱

(目的及び交付)

第1条 “プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会（以下「ポートセールス協議会」という。）は、酒田港の利用拡大を促進するため、内貿又は外貿の酒田港に就航する定期コンテナ航路（以下「酒田港定期コンテナ航路」という。）を開設・増便した船社及び代理店に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成対象者に経費の一部を助成する。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 船社

国内諸港湾と外国諸港湾との間において、海上運送法（昭和24年法律第187号）に規定する貨物定期航路事業を行う者及び内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する国土交通大臣の行う登録を受けた者をいう。

(2) T E U

コンテナ貨物量を表す単位で、20フィートコンテナ1個を1 T E Uとし、40フィートコンテナ1個を2 T E Uとする。

(3) F C L

コンテナ1個を単位として発送される大口貨物をいう。

(4) 定期コンテナ航路

2週間に1便以上（海上運送の予約が無い場合又は荒天、災害、事故等の不可抗力による欠航及び遅延を除く。）運航するコンテナ航路をいう。

(5) 代理店

海上運送法に規定する海運代理店業を営む者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次に掲げる船社又は代理店とする。

(1) 船社

次条に規定する助成対象期間中に内貿又は外貿の酒田港定期コンテナ航路を開設・増便した船社のうち、運航するコンテナ貨物船を酒田港への年間寄港予定数の4分の3以上寄港させるもの

(2) 代理店

前号の船社のうち、内貿貨物の海上輸送を行う者の酒田港における代理店

2 前項第一号の酒田港定期コンテナ航路の開設・増便とは、令和6年4月1日以降に、酒田港と国内諸港湾若しくは外国諸港湾を結ぶ新規航路の開設又は既存航路の再編若しくは増便を行い、寄港回数を増やすことをいう。

3 次条に規定する助成対象期間中に航路を廃止し、又は廃止を決定した船社は、航路廃止以前の期間も含めて助成対象外とする。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(助成対象貨物量の算定)

第5条 助成対象貨物量は、令和6年度以降に開設又は増便した酒田港定期コンテナ航路により輸出入・移出入した実入り貨物量の合計（T E U）が年間寄港数に30 T E Uを乗じて得た数量に満たない貨物量とする。

(助成金額)

第6条 助成金の額は、次のとおりとする。ただし、助成対象者が船社の場合、1航路に対

する助成金の上限額は1,000万円とし、助成対象が代理店の場合、1航路に対する助成金の上限額は780万円とする。

(1) 船社

前条に定める助成対象貨物量1TEU当たり15,000円とする。

(2) 代理店

前条に定める助成対象貨物量1TEU当たり10,000円とする。

- 2 ポートセールス協議会は、前項の規定にかかわらず、助成金交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成対象事業者を選定し、又は助成金額を調整する場合がある。

(事業計画書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年12月20日までに、必要書類を添えて、酒田港新規航路開設・増便助成事業計画書（様式第1号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。

- 2 ポートセールス協議会は、前項の規定による事業計画書を受け付けた場合は、当該書類の審査を行い、助成対象の要件に合致すると認めるときは、酒田港新規航路開設・増便助成内示通知書（様式第2号）により申請者に対して助成金の額を内示するものとする。ただし、内示額は、事業計画書に記載された計画取扱量等に対して担保する助成金の額であり、交付額を確定するものではない。

- 3 ポートセールス協議会は、前項に定める助成金の内示をする場合に、次に掲げる事項を条件とするものとする。

(1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。

ア 第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合

イ 第5条に定める助成対象貨物量が増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

エ 船社の事業中止又は廃止により、代理店がその事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

- 4 ポートセールス協議会は、前項に定める事業計画変更承認申請書を受け付けた場合は、当該書類の審査を行い、助成対象の要件に合致すると認めるときは、酒田港新規航路開設・増便助成変更内示通知書（様式第4号）により申請者に対して内示額の変更を通知するものとする。ただし、変更内示額は、変更後の事業計画書に記載された計画取扱量等に対して担保する助成金の額であり、交付額を確定するものではない。

(交付申請)

第8条 前条第2項に規定する内示又は同条第4項に規定する変更内示を受けた申請者は、事業完了後30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、酒田港新規航路開設・増便助成交付申請書兼実績報告書（様式第5号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。

- 2 申請者は、次に掲げる書類を前項の申請書に添付するものとする。

(1) 実績の根拠資料

(2) その他、ポートセールス協議会が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 ポートセールス協議会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適正と認める場合は、助成金の額を確定し、酒田港新規航路開設・増便助成交付決定通知書兼額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 ポートセールス協議会は、前項の規定による審査の過程において、海運貨物取扱業者等

関係者に照会することができる。

(助成金の返還)

第10条 ポートセールス協議会は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施について必要な事項は、ポートセールス協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式

様式一覧

様式番号	様式名称	用途
様式第1号	酒田港新規航路開設・増便助成事業計画（実績）書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が協議会に事業計画書を提出する際に使用 申請者が協議会に事業計画変更承認申請書を提出する際に様式第3号に添付 申請者が協議会に助成金交付申請をする際に様式第5号に添付
様式第2号	酒田港新規航路開設・増便助成内示通知書	協議会が酒田港新規航路開設・増便助成事業計画書（様式第1号）を受理した際に内示額の通知に使用
様式第3号	事業計画変更承認申請書	申請者が協議会に対して事業計画の変更等を承認申請する際に使用
様式第4号	酒田港新規航路開設・増便助成変更内示通知書	協議会が事業計画変更承認申請書（様式第3号）を受理した際に内示額の変更通知に使用
様式第5号	酒田港新規航路開設・増便助成交付申請書兼実績報告書	助成対象者が協議会に助成金交付申請する際に提出
様式第6号	貨物照会承諾書	様式第5号に添付 B/Lの写しを添付する場合は不要
様式第7号	酒田港新規航路開設・増便助成交付決定通知書兼額確定通知書	協議会が申請者に対して助成金額の交付を決定し、額を確定した際に使用
様式第8号	酒田港新規航路開設・増便助成実績報告に係る取扱貨物量の確認について（照会）	協議会が海運貨物取扱業者及び船社等関係者に照会するとき使用
様式第8号別紙	取扱貨物証明書	海運貨物取扱業者及び船社等関係者が協議会から照会を受けた時に使用する証明様式

交付申請書兼実績報告書（様式第5号）の添付書類

区分	添付書類
申請者がB/Lの写しを添付する場合	様式第1号 + B/Lの写し（R7年度のコンテナ貨物分）
申請者がB/Lの写しの添付を省略する場合	様式第1号 + 様式第6号

様式第1号(第7条第1項、第8条第1項関係)

〒

住所(所在地)
 申請者 氏名又は名称
 及び代表者職氏名

酒田港新規航路開設・増便助成事業計画(実績)書

年月日		実入り貨物量				小計	寄港日であったものの寄港しなかった理由
		輸出	輸入	移出	移入		
令和 年 月	日 ()	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU	
	日 ()	TEU	TEU	TEU	TEU		
令和 年 月	日 ()	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU	
	日 ()	TEU	TEU	TEU	TEU		
令和 年 月	日 ()	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU	
	日 ()	TEU	TEU	TEU	TEU		
					合計	TEU	
					寄港数	寄港	

※計画書には寄港スケジュールが分かる公表された資料を添付すること。

※2週間に1便以上(海上運送の予約が無い場合又は荒天、災害、事故等の不可抗力による欠航及び遅延を除く。)酒田港に運航する航路であること。

※「寄港日であるものの寄港しなかった理由」については、実績報告の際、海上運送の予約が無い場合又は荒天、災害、事故等の不可抗力による欠航及び遅延により2週間に1便以上運航できなかった場合記入すること。その場合、「輸出」「輸入」「移出」「移入」の欄は空欄とすること。

※代理店が申請する場合は、契約する船社について記入すること。

※行は適宜追加すること。

令和 年 月 日

(申込者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港新規航路開設・増便助成内示通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記助成金については、下記のとおり内示します。

記

内示額 _____ 円

ただし、令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項の規定により、次に掲げる事項を内示に付する条件とする。

- (1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。
 - ア 要綱第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - イ 要綱第5条に定める助成対象貨物量が増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合
 - ウ 船社においては事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ 船社の事業中止又は廃止により、代理店がその事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住所（所在地）
申請者 氏名又は名称
及び代表者職氏名

事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付けで助成金の内示の通知があった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱第7条第3項の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

「酒田港新規航路開設・増便助成事業計画書（様式第1号）」記載のとおり

*変更後の内容とともに、変更前の内容もかっこ書きで併記すること

令和 年 月 日

(申込者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港新規航路開設・増便助成変更内示通知書

令和 年 月 日付けで事業計画変更承認申請のあった標記助成金については、下記の内示額に変更します。

記

変更後の内示額 _____ 円

ただし、令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項の規定により、次に掲げる事項を内示に付する条件とする。

- (1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。
 - ア 要綱第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - イ 要綱第5条に定める助成対象貨物量が増加する計画から増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合
 - ウ 船社においては事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ 船社の事業中止又は廃止により、代理店がその事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

酒田港新規航路開設・増便助成交付申請書 兼 実績報告書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者職氏名

次のとおり「令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱」第8条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。

助成金申請額 _____ 円
 =(e)船社の場合 ※申請額上限：10,000,000円/航路
 =(h)代理店の場合 ※申請額上限：7,800,000円/航路

1 航路名						
2 航路の概要	運航船社名					
	船社住所					
	就航船舶名					
	船舶総トン数 t			積載能力 TEU (実入り)		
	就航航路 _____ 港 (月) ~ _____ 港 (火) ~ _____ 港 (水) ~ _____ 港 (木) _____ 港 (金) ~ _____ 港 (土) ~ _____ 港 (日) ~ _____ 港 (月) ※航路の寄港先は必要に応じて追加。					
3 利用開始日	令和 年 月 日 ※代理店が申請する場合は契約する船社の利用開始日を記入する。					
4 R7年度コンテナ貨物量及び寄港数(酒田港) *詳細は事業計画(様式第1号)参照 *代理店が申請する場合は契約する船社分を記入する。	区分	輸出	輸入	移出	移入	合計
	実入り貨物量(実績)	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU (a)
	年間寄港数(実績)	寄港 (b)				
5 新規航路開設・増便助成金申請額の算定		単価	R7年度実入貨物量(実績)	R7年度寄港数(実績)	助成金算定にかかる取扱貨物量	助成金申請額の算定
	船社	15,000円(c)	TEU(a)	寄港(b)	(30×b) - (a) TEU(d)	(c) × (d) 円(e)
	代理店	10,000円(f)	TEU(a)	寄港(b)	(30×b) - (a) TEU(g)	(f) × (g) 円(h)
6 申請者連絡先	担当者所属・氏名： 電話番号：					
7 助成金振込先	銀行名： 支店名： <input type="checkbox"/> 座種別：(いずれかを○で囲む) 普通・当座 <input type="checkbox"/> 座番号： <input type="checkbox"/> 座名義人(カナ)：					

8 必要書類 の添付	酒田港新規航路開設・増便助成事業実績書（様式第1号） + ①又は②	
	申請者がB/Lの写しを添付する 場合	①船荷証券（B/L）の写し
	申請者がB/Lの写しの添付を省 略する場合	②貨物照会承諾書（様式第6号）
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量（R7年度計画）	
	_____ 港	（概ね _____ TEU）
	_____ 港	（概ね _____ TEU）

※ 内示後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事務局使用欄	受付日	年 月 日	交付決定	適・否
交付決定額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額（ _____ 円）			
特記事項				

港新規航路開設・増便助成交付申請書 兼 実績報告書

記入例

令和〇年〇月〇日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
申請者 氏名又は名称 ○○○○株式会社
及び代表者職氏名 代表取締役社長 ○○○○

次のとおり「令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱」第〇条の交付を申請します。

助成金申請額の算定(e), (h)が
上限額を超える場合は上限額
を記載

助成金申請額 1,500,000 円
= (e) 船社の場合 ※申請額上限：10,000,000円/航路
= (h) 代理店の場合 ※申請額上限：7,800,000円/航路

1 航路名	○○○○航路					
2 航路の概要	運航船社名 ○○○○株式会社					
	船社住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○					
	就航船舶名 ○○○					
	船舶総トン数		○○○ t	積載能力		○○○ TEU (実入り)
	就航航路 _____ 〇〇港 (月) ~ _____ 港 (火) ~ _____ 〇〇港 (水) ~ _____ 〇〇港 (木) _____ 港 (金) ~ _____ 〇〇港 (土) ~ _____ 港 (日) ~ _____ 港 (月) ※航路の寄港先は必要に応じて追加。					
3 利用開始日	令和 〇 年 〇 月 〇 日 ※代理店が申請する場合は契約する船社の利用開始日を記入する。					
4 R7年度コンテナ貨物量及び寄港数(酒田港) *詳細は事業計画(様式第1号)参照 *代理店が申請する場合は契約する船社分を記入する。	区分	輸出	輸入	移出	移入	合計
	実入り貨物量(実績)	600 TEU	TEU	500 TEU	TEU	1100 TEU (a)
	年間寄港数(実績)	40 寄港 (b)				
5 新規航路開設・増便助成金申請額の算定		単価	R6年度実入貨物量(実績)	R6年度寄港数(実績)	助成金算定にかかる取扱貨物量	助成金申請額の算定
	船社	15,000円(c)	1100 TEU(a)	40 寄港(b)	(30×b) - (a) 100 TEU(d)	(c) × (d) 1,500,000 円(e)
	代理店	10,000円(f)	TEU(a)	寄港(b)	(30×b) - (a) TEU(g)	(f) × (g) 円(h)
6 申請者連絡先	担当者所属・氏名： ○〇部○○○○課 ○○○○ 電話番号： ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇					
7 助成金振込先	銀行名： ○〇銀行 支店名： ○〇〇支店 口座種別： (いずれかを○で囲む) 普通・当座 口座番号： ○○○○○○ 口座名義人(カナ)： ヤマガタボウエキカブシキガイシャ					

8 必要書類 の添付	酒田港新規航路開設・増便助成事業実績書（様式第1号） + ①又は②	
	申請者がB/Lの写しを添付する 場合	①船荷証券（B/L）の写し
	申請者がB/Lの写しの添付を省 略する場合	②貨物照会承諾書（様式第6号）
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量（R7年度計画） ○○港 （概ね300TEU） ○○港 （概ね400TEU）	

※ 内示後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事務局使用欄	受付日	年 月 日	交付決定	適・否
交付決定額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額（ 円）			
特記事項				

様式第6号(様式第5号に添付。ただし、B/Lの写しを添付している場合は不要。)

貨物照会承諾書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

申請者

住 所

氏名又は名称

及び代表者職氏名

令和 年 月 日付けで提出した令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成交付申請書兼実績報告書(様式第5号)について、貴協議会が当該助成要件等を確認するため、令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱第9条第2項の規定により、海運貨物取扱業者及び船社等関係者に照会することを承諾いたします。

【記入にあたっての確認事項】

関係者への照会は助成要件の確認のために必要な限度で行い、得た情報はこの目的以外で使用することはありません。

様式第7号(第9条第1項関係)

令和 年 月 日

(申請者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港新規航路開設・増便助成交付決定通知書 兼 額確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記助成金については、下記のとおり
交付決定し、額を確定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

様式第8号(第9条第2項関係)

令和 年 月 日

(海運貨物取扱業者及び船社等関係者) 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港新規航路開設・増便助成実績報告に係る
取扱貨物量の確認について (照会)

酒田港新規航路開設・増便助成の内容を確認するため、令和7年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱第9条第2項の規定により照会します。

つきましては、別紙証明書を確認いただき、記載の上、返送願います。

なお、このたびの照会については、別添のとおり対象者より承諾を得ております。

取扱貨物証明書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

下記1の申請者の取扱貨物量は、下記2のとおりであることを証明します。

記

1 申請者

住 所： _____
氏名又は名称： _____

2 酒田港における定期コンテナ航路の取扱実入り貨物（FCL）

期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
対象航路： _____ 港～ _____ 港～ _____ 港

（単位：TEU）

月日	輸出	輸入	移出	移入	小計
				合計	
				寄港数	寄港

※上記の行数は、寄港数に応じて適宜増やして記入してください。

利用開始日（酒田港入港日） 令和 年 月 日

※利用開始日は、令和6年度以降、新規に就航・増便した船社の酒田港利用開始日
をご記入ください。